

国立大学法人群馬大学基金規程

平成 28. 9. 21 制 定

(趣 旨)

第1条 この規程は、国立大学法人群馬大学基金（以下「基金」という。）の設置並びに管理及び運営について、必要な事項を定める。

(設 置)

第2条 国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）に基金を置く。

2 基金は、個人、団体、企業等が基金を指定した寄附金（国立大学法人群馬大学寄附金事務取扱規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）に定める「寄附金」を除く。）及びその果実をもって充てる。

(目 的)

第3条 基金は、本学における学生に対する支援、教育研究の質の向上及び社会貢献活動の充実等並びにこれらを推進するための財政基盤の強化を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 基金は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 学生の修学支援に資する事業

経済的理由により修学が困難な学生に対する授業料・入学料の減免及び奨学金の給付並びに学生の海外留学に係る費用の一部補助等

(2) 大学運営全般に係る事業

教育研究の支援、国際交流の推進、社会貢献活動の充実、及び教育研究環境の整備充実並びにその他基金の目的達成に必要なこと

(3) 重粒子線治療の普及・発展に資する事業

2 前項に掲げる各事業は、基金への受入状況を踏まえ実施する。

(運 営)

第5条 基金の運営については、役員会の議を経て学長が決定する。

2 役員会は次に掲げる事項について審議する。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 予算及び決算に関する事項

(3) その他基金の管理及び運営に関する重要事項

3 役員会は、各事業年度において実施する事業の対象となる候補者等の選考及び推薦を学内関係委員会に依頼することができる。

(基金の会計処理)

第6条 基金に係る会計処理は、国立大学法人群馬大会計規則(平成16年4月1日制定)(以下「会計規則」という。)及びこれに基づく諸規程の定めるところにより処理するものとする。

- 2 出納命令役は、基金の会計に関する業務を総括するとともに、毎事業年度終了後、速やかに前年度の決算を行い、役員会の審議を経るものとする。
- 3 第4条第1項各号に掲げる事業に係る経理は、各号の事業毎に管理しなければならない。

(使途の特定)

第7条 寄附金の受入れの決定にあたり、寄附者があらかじめ使途を特定しない場合においては、学長がこれを特定しなければならない。

- 2 前項の場合において、第4条第1項各号の事業に充てる事業の資金として個別に整理しなければならない。

(使途の変更禁止)

第8条 第4条第1項の各号を特定した寄附の使途は、変更することができない。

(事業報告)

第9条 学長は、毎事業年度終了後、基金の収支状況及び事業の実施状況を寄附者に報告するものとする。

- 2 前項の報告は、本学のホームページ及びその他適宜の方法をもって行うものとする。

(事務)

第10条 基金の事務は、関係部課の協力を得て、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年9月21日から施行する。
- 2 群馬大学重粒子線治療基金実施要項(平成22年4月28日制定)は廃止する。
- 3 群馬大学重粒子線治療基金実施要項及び国立大学法人群馬大学基金について(平成27年1月14日学長裁定)に基づき受入れた寄附金は、その目的に応じて第4条第1項各号に掲げる事業に承継する。